

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年9月5日認可した。

平成30年9月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

| 土 地 改 良 区 名 | 土 地 改 良 事 業 名 |
|-------------|----------------------------|
| 三豊市財田町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）灰倉地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）久保の下地区 |